

公用車賃貸借契約書（案）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、自動車販売業者から新車を買って甲に賃貸借する自動車（以下「自動車」という）を甲に貸し付け、これに伴うメンテナンスサービスを提供し、甲は乙に対して賃貸借料（メンテナンスサービス料を含む。）を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和 年 月 日（新規登録日）から令和 年 月 日（84か月）までとする。

※入札公告に記載の契約期間

- 2 前項にかかわらず、契約締結後の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、甲はこの契約を解除する。
- 3 甲は賃貸借期間終了前の3か月前までに、書面により通知し乙の承諾を得た上でこの契約を更新することができる。この場合、賃貸借期間、賃貸借料等の条件については改めて甲乙協議の上定めるものとする。

（賃貸借料）

第3条 この契約による賃貸借料の総額は、金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）とする。

（内訳）

月 額 金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円）

令和 年 月 日～令和6年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和6年4月1日～令和7年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和7年4月1日～令和8年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和8年4月1日～令和9年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和9年4月1日～令和10年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和10年4月1日～令和11年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和11年4月1日～令和12年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）
令和12年4月1日～令和 年 月 日	金 円	
	（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	円）

- 2 前条に定める賃貸借期間の始期および終期が月の途中に係るときは、賃貸借開始月は上記に定める月額賃借料を全額支払い、賃貸借終了月は、支払いはないものとする。

(契約保証金)

第4条 A 乙は甲に契約保証金として、金〇〇〇〇〇円を納入するものとする。

※ 契約保証金は、契約金額(総額)を契約期間の月数の84で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券を提出した場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 甲は乙が納入すべき契約保証金を免除する。

※ 契約事務取扱細則第38条の規定に該当する場合。

(賃貸借料の支払および遅延利息)

第5条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適正な請求書を受理した日の翌月の25日までに支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の祝日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(自動車の引渡し)

第7条 自動車の甲への引渡しは、乙が自動車登録完了の後、速やかに甲が指定する場所において行うものとする。

2 甲は、自動車の引渡しを受けた後、3日以内に仕様書に記載の装備等を確認するものとする。

3 乙は、甲への自動車の引渡しが遅延したときは、乙の負担により、代車を提供するなど甲の自動車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。

(自動車の瑕疵)

第8条 自動車に設計、材質、製造上の瑕疵または隠れた瑕疵があった場合は、甲は、自動車の保証書に従い、自動車の製造者または販売者から担保責任の履行を受けるものとする。この場合、乙は、甲のそれらの者に対する請求または権利行使につき、可能な協力を行うものとする。

(自動車の使用、保管)

第9条 甲は、自動車を使用するに当たっては、法令および諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

2 甲は、自動車を仕様書に定める保管場所で保管するものとし、乙の事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

(原状の変更)

第10条 甲は、自動車の改造、模様替、規格、性能および仕様の変更ならびに他の物件を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。

(自動車の滅失・毀損、契約の終了)

第11条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失・き損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとする。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。

2 自動車が滅失(修理が不可能な場合を含む。)し、または甲がその占有を失ったときは、甲は、損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該自動車の契約は終了するものとし、乙は当該自動車を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(自動車の返還)

第12条 第2条の賃貸借期間が満了した場合、甲は自動車を返還するものとする。

2 前項の規定により自動車が返還された場合であって、自動車もしくはその付属品に通常の使用による損耗を超える損傷があったとき、または改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

(メンテナンスサービス)

第13条 乙は、第2条の賃貸借期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項および仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

(1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等

(2) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理等

(3) 甲が乙もしくは乙指定の整備工場 of 了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等

2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場および甲に連絡をするものとする。

(事故処理)

第14条 事故により、自動車が損傷したときは、速やかに乙に報告するとともに、甲の負担により車両を修理するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第16条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として賃貸借期間全期間分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は、自動車または提供を受けた代車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、または第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または解決するものとする。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

3 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(監督および調査)

第18条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第19条 乙は業務の実施に関し知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。また、この契約が終了後または解除した後においても同様とする。

(グリーン購入)

第20条 乙は、賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第21条 契約期間中に公租公課等(自動車税、自動車重量税、消費税、地方消費税、自動車損害賠償責任保険料等をいう。)の額、または率が増加した場合については、乙から請求があった場合、甲はその増加分を別途負担する。また、減少した場合については、乙は、その減少分について甲に対して支払うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(紛争等の解決)

第23条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。